

# 大臣認定に関する取り扱い

建築審査用

平成20年6月10日から、大臣認定の扱いを以下の通りとします。  
確認申請の前に、認定書の提出が必要かどうかを確認し、必要な場合についてのみ提出してください。

## 構造方法等の場合

- ・ 耐火構造等、遮音壁、防火設備等  
申請時に、図面に認定番号明示  
次項以降に記載のものは、認定書及び構造詳細図不要  
記載のないものについて、認定書及び構造詳細図(認定書の別添でも可)提出  
なお、別添の一覧表は、荒川区のホームページでも公開しています。  
\*トップページ→街づくり→建築→証明・手続き等→確認申請について

## 建築材料等の場合

- ・ 不燃・準不燃等  
申請時に、図面に認定番号もしくは不燃・準不燃等の種別を明示  
認定書は原則不要(要求する場合のみ提出)  
完了検査申請時に、使用材料について写真・出荷証明書等で報告
- ・ シックハウス  
申請時に、図面に認定番号もしくはホルムアルデヒド発散等級の種別を明示  
認定書は原則不要(要求する場合のみ提出)  
完了検査申請時に、使用材料について写真・出荷証明書等で報告

ご不明な点は、建築審査担当までお問い合わせください。

また、構造・設備については、別途、各担当までお問い合わせください。

準耐火構造	外壁(耐力壁)	45分間	QF	045	BE	-	9226
			QF	045	BE	-	9227
	間仕切壁(耐力壁)	45分間	QF	045	BP	-	9010
			QF	045	BP	-	9070
	軒裏	30分間	QF	045	RS	-	0019
			QF	045	RS	-	9029
			QF	045	RS	-	9122
防火地域等・屋根					DR	-	0259
20分間の遮炎性能を有する防火設備					EB	-	9101
					EB	-	9102
					EB	-	9103
					EB	-	9104
					EB	-	9105
					EB	-	9106
					EB	-	9107
					EB	-	9108
					EB	-	9111
					EB	-	9112
					EB	-	9113
					EB	-	9114
					EB	-	9115
					EB	-	9116
					EB	-	9117
					EB	-	9118
					EB	-	9119